

奈 政 行 第 6 9 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 三 浦 教 次 様
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

第4 奈良市土地開発公社について

3. 監査の結果および意見

(4) 会計処理について

③ 附属明細表の作成および開示

(土地開発公社)

【監査結果】

土地開発公社経理基準要綱第62条から64条に定める附属明細表のうち「公有用地明細表」「長期借入金明細表」「基本金明細表」の3表を作成する必要があるが、いずれも作成されていない。「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」5.(6)でも「土地開発公社の決算を議会に提出する際には、損益計算書、貸借対照表に加え附属明細書を提出することが望ましい」とされており、すみやかに附属明細表を作成して開示を行う必要がある。

【措置の内容】

平成16年度分の決算から附属明細表を作成しており、奈良市土地開発公社情報公開規程（平成20年8月1日施行）に基づき開示対象文書としておりました。また、平成25年3月29日に奈良市土地開発公社は解散し、これまで作成していた附属明細表は、奈良市情報公開条例に基づく開示対象文書となります。

(10) 長期保有土地について

⑩ 史跡文化センター駐車場事業

(c) 問題点

(ウ) 目的変更と買戻し手続の実施

(土地開発公社、福祉政策課)

【監査結果】

平成9年度から現在に至るまで社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が当該用地に建っている建物を使用し続けており、現場視察時も本格的に利用していた。これは、奈良市土地開発公社の有効利用の範疇を明らかに超えており、事業用

地の目的替えをしたうえで、早急に奈良市が買戻さなければならない。

また、三条大路一丁目第二自治会の使用について奈良市土地開発公社は関知していなかった。奈良市土地開発公社業務方法書によれば、財産の管理は奈良市公有財産規則に準ずるものとされており、奈良市土地開発公社所有地の使用にあたっては使用許可申請を行う必要がある。規則にしたがって手続を行わなければならない。

【措置の内容】

奈良市社会福祉協議会は平成25年4月1日から旧辰市人権文化センターへ移転し、当該地において使用許可申請を行い、使用料も徴収することにいたしました。

なお、史跡文化センター駐車場事業は、福祉政策課分室整備事業に目的変更され、平成24年12月17日、奈良市土地開発公社との代物弁済契約により、普通財産となりました。